

山口県市町総合事務組合交通災害共済

山口県市町総合事務組合交通災害共済の会員が、交通事故により災害を受けた場合、共済見舞金の請求を行うことができます。

共済見舞金の請求に際しては、下記をご確認の上、お手続きください。

なお、共済見舞金の請求期間は、交通事故により災害を受けた日の翌日から2年以内です。共済見舞金請求後、治療が続き上位の等級に該当した場合は、交通事故により災害を受けた日から2年以内であれば差額を支給します。

1. 共済見舞金の請求に必要な書類について

○印の付いている書類を提出ください。

必 要 書 類		死亡	傷害
1	交通災害共済見舞金請求書 (様式第4号)	○	○
2	会員証兼領収書 (写) ※災害を受けた日の該当年度分	○	○
3	交通事故証明書 ※1	○	○
4	交通災害共済専用診断書 (様式第6号) ※2		○
5	交通災害共済見舞金振込依頼書 (様式第8号)	○	○
6	死亡診断書又は死体検案書	○	
7	戸籍謄本 (抄本)	○	
8	その他必要に応じた書類	(○)	(○)

2. 共済見舞金の送金方法について

口座振込とさせていただきます。交通災害共済見舞金振込依頼書 (様式第8号) へ請求者名義の口座をご記入ください。

※1 交通事故証明書

- 警察署にある書類にて申請し、郵便振込をすると約1週間後に自動車安全運転センターより郵送されます。郵便払込料は540円です。
- 交通事故証明書は、原本を添付してください。なお、他保険等への提出のためコピーとなる場合は、保険会社等に原本証明を依頼し、原本証明のあるもので提出してください。
- 交通事故証明書は、交通事故申立書 (様式第5号) に代えることができます。ただし、その場合には、共済見舞金の支払は、12等級が限度となります。

※2 交通災害共済専用診断書

- 交通災害共済専用診断書 (様式第6号) の内容を充足するものであれば、他の診断書様式での提出も可能です。なお、他保険等への提出のためコピーとなる場合は、保険会社等に原本証明を依頼し、原本証明のあるもので提出してください。
- 交通災害共済専用の診断書は、治療申立書 (様式第7号) に代えることができます。ただし、その場合には、共済見舞金の支払は、14等級が限度となります。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に御相談ください。

【問い合わせ先】

山口県市町総合事務組合 TEL 083 (925) 6613

共済見舞金額

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	1,000,000円
2等級	360日以上の治療を要する傷害	230,000円
3等級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000円
4等級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000円
5等級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000円
6等級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000円
7等級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000円
8等級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000円
9等級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000円
10等級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000円
11等級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000円
12等級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000円
13等級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000円
14等級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000円
15等級	7日未満の治療を要する傷害	7,000円

災害の程度により、見舞金を支給します。

ただし、頸部損傷（いわゆる「むちうち」）については、原則として8等級を限度として支給し、90日を超えてなお引き続きいて治療が行われている場合は、6等級を限度として支給します。

リハビリテーションのみの入・通院は見舞金の支給日数算定対象とはなりません。

※ 「交通事故証明書」及び「交通災害共済専用診断書」に代えることができる様式

「交通事故証明書」に代えて「交通事故申立書（様式第5号）」を、「交通災害共済専用診断書（様式第6号）」に代えて「治療申立書（様式第7号）」を、提出できます。

ただし、「交通事故申立書」を提出した場合は、12等級を限度として支給し、「治療申立書」を提出した場合は、14等級を限度として支給します。